

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

出生サポート休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）の一部が改正され、出生サポート（不妊治療）休暇が新設されました。

その内容及び取扱いは下記のとおりですので、貴職におかれましては、管内の学校長及び教職員に周知するとともに、適正な取扱いをお願いします。

記

1 出生サポート休暇の内容

- (1) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、暦年 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間について、特別休暇を与えるものであること。
- (2) 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいうこと。
- (3) 「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいうこと。
- (4) 施行日は、令和 4 年 1 月 1 日であること。

2 申請手続

- (1) 申請に当たっては、「出生サポート休暇承認願」（別記様式）を参考に、各市町村（学校組合）教育委員会が方法（決裁権者・申請様式等）を決定し、適正な手続きが行えるよう環境を整備すること。
- (2) 申請に当たっては、診断書等の証明書類の提出は原則不要であること。

3 運用上の留意事項

- (1) 1 時間を単位として与えた当該休暇を日に換算する場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とするものであること。  
ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを単位として与えるものであること。

(2)「出生サポート休暇承認願」は、所属長が5年間保存すること。なお、暦年中に所属異動のあった職員の当該年の「出生サポート休暇承認願」は、旧所属長から新所属長に引き継ぐこと（旧所属の所属長はコピーを5年保存しておくこと。）。

#### 4 管理職員における留意事項

不妊治療自体がプライバシーへの配慮が強く求められるものであることを理解し、休暇の承認等に当たっては、教職員のプライバシーが保護されるよう配慮する必要がある管理職員にあることを周知・徹底すること。

#### 5 ハラスメントの防止等

県立学校の教職員については、「職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止対策等について」（平成29年4月13日 高教福第38号教育長通知）において、「不妊治療を受けることに関する言動」、「出生サポート休暇の使用に関する言動」により、教職員の勤務環境が害されることをハラスメントとしている。

本ハラスメントに該当する言動が生じないよう、市町村（学校組合）教育委員会においては、同通知等を参考にし、各種ハラスメントの防止の取組を一層強化徹底するとともに、所管する学校の教職員各個人においても自身がハラスメントに該当するような言動をしないよう留意すること。